

あま〜い誘いに**ご用心!**



18歳(成人)になると、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。トラブルにあわないために、契約に関する正しい知識を身につけましょう!

脱毛エステ

ポイント!

- 契約前に施術内容や契約条件の説明を受け、契約書面ですっかり確認しましょう。
- 通い放題コースの場合、「**有料**での施術期間・回数」と「**無料**での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれていることがよくあります。契約前に中途解約について確認し、中途解約が可能な場合は返金対象期間や返金の根拠となる1回分の施術料金も確認しましょう。
- 事業者が倒産すると、支払い済みの代金の返金は困難です。長期間にわたる高額な契約をする際は、そのリスクをよく考えましょう。

もうけ話

ポイント!

- 簡単にもうかるうまい話はありません!
- 高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売されている情報、いわゆる「情報商材」にはもうかることばかりが強調され、契約前に情報商材の内容が確かめられないので注意が必要です。
- **消費者金融などで借金**をさせられて情報商材の代金を支払い、マニュアル通りに作業してももうからず、返済に困るケースが多く見受けられます。安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しないようにしましょう。

困ったときは迷わず相談を

買物や契約などの困りごとや心配ごとは
消費者ホットラインへご相談ください。

(最寄りの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし)

い や や!
188

滋賀県

企画・編集/近畿府県消費者啓発資料共同作成会議

[滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県]

定期購入



これは安い！
試しにひとつ
買ってみよう！



安かったし
まあ、いいか！

このサプリ
全然効果
ないな…

数日後…



送り間違いかな…
問い合わせ
みよう！

頼んでないのに
同じものがまた届いた！
しかも
1万円請求？



えっ！
1回だけ
ではないの？

1万円？

まだ解約手続きを
できていないので
今回の商品代金1万円を
お支払いください

お客様の契約は
2回目以降の商品代金が
1万円の回数縛りなしの
定期購入です

ポイント！

- インターネットや電話で注文する通信販売にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- 回数縛りなしとは、「購入回数に縛りがない」という意味で、「定期購入ではない」という意味ではありません。
- 「1回だけのお試しOK」と書かれていても、注文完了直後に表示された特別割引クーポンを利用すると契約内容が変更され、定期購入コースになるトラブルも起きています。最終確認画面は必ずチェックしましょう。
- 通信販売の場合、商品などの分量や支払総額（定期購入の場合は各回の分量や2回目以降の代金）などを最終確認画面で明確に表示することが事業者には義務付けられています。契約内容などが、後からでも確認できるよう、最終確認画面はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

悪質通販サイト



SNSの広告で
めっちゃ安く
なっているの
を見つけた！



ATM
お金は振り込んだし
届くのが楽しみ♪

よし
申込もう！

安すぎるけど…
有名ブランドの
サイトだし
大丈夫だよな！



そっすえば
価格も安すぎるし
日本語表記もおかしかった

そんなあ〜…

公式サイトに確認したら
偽サイトだとわかった…

商品が届かない!

ポイント！

- 以下のようなサイトには注意しましょう。商品が届かない、もしくは粗悪品が届くケースがあります。
<以下、注意点>
 - ・大幅に値引きされた商品が販売されている
 - ・連絡方法がメールしかない
 - ・支払方法が代引きのみ、前払いの銀行振り込みのみなど限定されている
 - ・事業者の所在地や連絡先がきちんと記載されていない（虚偽の住所や無関係な住所が記載されているケースもあります）
- 後日サイトが見つからないことがあるので、サイトのURLや注文内容をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 偽サイトの場合は、商品が届かなくても、お金が戻ってくることはほとんどありません。注文は慎重にしましょう。

詳しくは [消費者庁](#) [インターネット通販トラブル](#) 検索

契約には十分な注意を!

契約は「これをください」と申込み、「はい、〇〇〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで成立します。
契約書がなくても口頭でも成立し、一度結んだ契約は簡単に取り消すことはできません。
しかし、一旦契約した場合でも、特別に申込みの撤回や契約の解除ができる場合があります。

未成年者契約の取消し

社会経験の少ない未成年者（18歳未満）が保護者（親権者などの法定代理人）の同意を得ずに契約した場合、契約者本人もしくは保護者により契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合などは未成年者契約の取消しができません。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者トラブルが起きやすい特定の取引について、契約した後でも、一定の期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度です。

書面またはメール、FAXなどで事業者へ通知することで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。サービスを受けた場合も対価を支払う必要はありません。

■クーリング・オフが可能な取引と期間

法定の書面を受け取った日を含め、8日間または20日間のうちにクーリング・オフ通知を発信します。

<ul style="list-style-type: none">●訪問販売 事業者の店舗や営業所以外で勧誘・契約する取引（自宅訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールスなど）●電話勧誘販売 事業者から電話などで勧誘を受け契約する取引●特定継続的役務提供 長期的・継続的にサービスを受ける契約（エステティック、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療）●訪問購入 事業者が自宅などへ訪問して買取りをする取引	8日間
<ul style="list-style-type: none">●連鎖販売取引 他の人を販売組織に加入させると利益が得られるなどと勧誘し、商品を買わせるなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆるマルチ商法、ネットワークビジネス）●業務提供誘引販売取引 事業者が提供・あっせんする仕事をすれば収入が得られると勧誘し、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスを受けさせたりするなどの金銭的負担をさせる契約（いわゆる内職商法、モニター商法）	20日間

■クーリング・オフができない場合

- × 通信販売（インターネット通販など）※
- × 自ら出向いた店舗契約
- × 3,000円未満の現金取引
- × 使用した消耗品（健康食品や化粧品など）
- × 自動車 など
- ※広告に明記される返品特約に従います

クーリング・オフ制度について、詳しくは

国民生活センター クーリング・オフ制度

検索

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないで、 すぐにお近くの消費生活相談窓口へ

契約書面の不備やクーリング・オフ妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

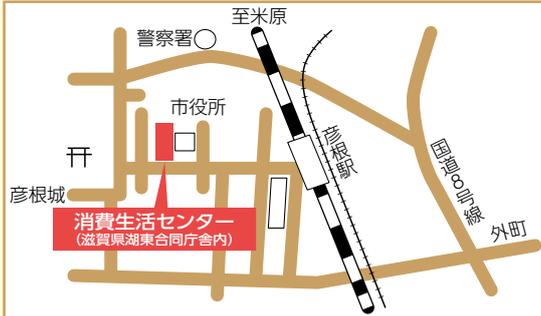
被害にあわないための5か条

- ① いらぬものは「いません！」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等）を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町の消費生活相談窓口へ

「あやしいな…」 「困ったな」 と思ったら、まずはご相談を。

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1

☎ 0749-23-0999



F A X 0749-23-9030

相談時間 月～金（祝日、年末年始は除く）
午前9時15分～午後4時

ネット相談も受け付けています

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html>

ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



ネット相談



ホームページ

〈役立つ情報のご案内〉 **しらせる滋賀情報サービス(しらしが)**

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/ict/306374.html>

滋賀県からの防火・情報配信サービスで、ユーザー登録していただくとメールやLINEで防災・防犯など希望の情報が届きます。消費生活センターからも、随時「消費生活情報」を配信しています。



しらしが

●市町

受付時間は窓口にお問合せください。

消費生活相談窓口	電話番号	所在地
大津市消費生活センター	077-528-2662	〒520-0047 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階
彦根市消費生活センター	0749-30-6144	〒522-8501 彦根市元町4-2
長浜市消費生活相談室	0749-65-6567	〒526-8501 長浜市八幡東町632
近江八幡市消費生活センター	0748-36-5566	〒523-8501 近江八幡市桜宮町236
草津市消費生活センター	077-561-2353	〒525-8588 草津市草津三丁目13-30
守山市消費生活センター	077-582-1146	〒524-8585 守山市吉身二丁目5-22
栗東市消費生活相談窓口	077-551-0115	〒520-3088 栗東市安養寺一丁目13-33
甲賀市消費生活センター	0748-69-2147	〒528-8502 甲賀市水口町水口6053
野洲市消費生活センター	077-587-6063	〒520-2395 野洲市小篠原2100-1
湖南市消費生活センター	0748-71-2360	〒520-3288 湖南市中央一丁目1
高島市消費生活センター	0740-25-8106	〒520-1592 高島市新旭町北畑565
東近江市消費生活センター	0748-24-5659	〒527-8527 東近江市八日市緑町10-5
米原市地域振興課	0749-53-5110	〒521-8501 米原市米原1016
日野町交通環境政策課	0748-52-2500	〒529-1698 蒲生郡日野町河原一丁目1
竜王町生活安全課	0748-58-3703	〒520-2592 蒲生郡竜王町小口3
愛荘町くらし安全環境課	0749-42-7699	〒529-1380 愛知郡愛荘町愛知川72
豊郷町企画振興課	0749-35-8112	〒529-1169 犬上郡豊郷町石畑375
甲良町総務課	0749-38-3311	〒522-0244 犬上郡甲良町在土353-1
多賀町総務課	0749-48-8120	〒522-0341 犬上郡多賀町多賀324

(令和6年4月1日現在)



●インキ:大豆油インキを含む
植物油インキ

令和6年11月